

本人確認書類等貼付台紙

保育施設の利用申込み手続きにおいては、個人番号(マイナンバー)の提供が必要となります。

個人番号の記載された書類を提出する際は、なりすましや誤りを防止するため、個人番号の確認とその個人番号の持ち主であることの確認(身元確認)が必要になりますので、次の書類をご用意いただきますようお願いいたします。

●個人番号の記載及び本人確認が必要な方

- ・支給認定を希望する児童
- ・申請者(保護者)及び申請者の配偶者
- ・(父母以外の方が家計の主宰者となる場合)家計の主宰者

●本人確認書類(写し)の提出

記載したすべての個人番号について、下の表の本人確認書類をコピーし、所定の欄に貼付してください。

本人 確 認 書 類	【1点のみで本人確認(個人番号確認・身元確認)が可能な書類】	
	個人番号カード(マイナンバーカード)	
	【2点以上で本人確認(個人番号確認・身元確認)が可能な書類】	
	個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等の個人番号がわかる書類と運転免許証等の身分確認がわかる書類が必要です。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点必要となります。	
	個人番号確認書類	身元確認書類
	・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書	・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等

※個人番号は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「法」といいます。)第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。

※本書類は法第14条に基づき提出していただくものです。

※代理で申請される場合は、代理人権の確認書類(委任状等)及び代理人の身元確認書類が必要です。

本人確認(個人番号確認・身元確認)書類の写し
のりしろ

※貼付書類は左の表を確認してください。

